

<資料4>

上場会社等監査人登録制度の改正

～CPA法改正を踏まえた「上場会社監査事務所登録制度」の見直し～

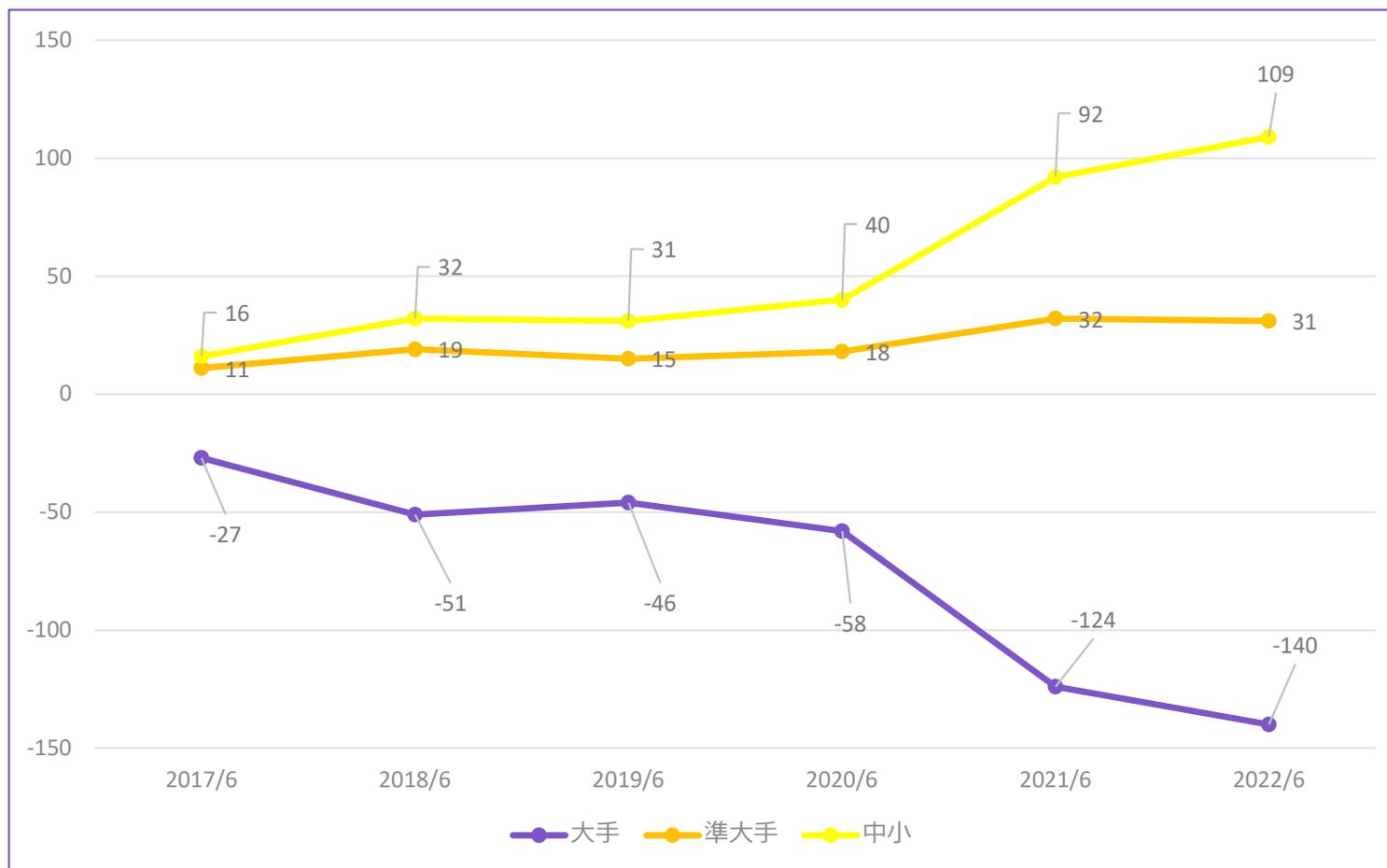
2023/1/31



はじめに：制度変更の背景及び目的（CPA法の改正動向）

- 会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）
 - ▶ 会計監査を巡る環境変化と新たな課題への対応策として、以下の3点を中心に検討が行われる。
 - ① 会計監査の信頼性確保（**上場会社監査の規律**等）
 - ② 公認会計士の能力発揮・能力向上
 - ③ 高品質な会計監査を実施するための環境整備
 - ▶ 『「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」論点整理』が公表（2021年11月12日付け）
- 金融審議会 公認会計士制度部会
 - ▶ 『金融審議会「公認会計士制度部会」報告』が公表（2022年1月4日付け）
 - ◆ **公認会計士法において、上場会社等の監査に係る登録制度の導入を行うべきことが**報告された（なお、**上場会社等の監査の担い手に対する規律付けは、当協会の自主規制の枠組みの下、2007年度から運用されており、その知見・ノウハウを活用し、職業専門家団体としての高度な自律機能を十分に発揮していくことが期待**されている。）。
- 法案の成立
 - ▶ 第208回国会において審議
 - ▶ 2022年3月1日提出、5月11日成立 ⇒ 5月18日公布

(参考) 上場会社の会計監査人の交代状況



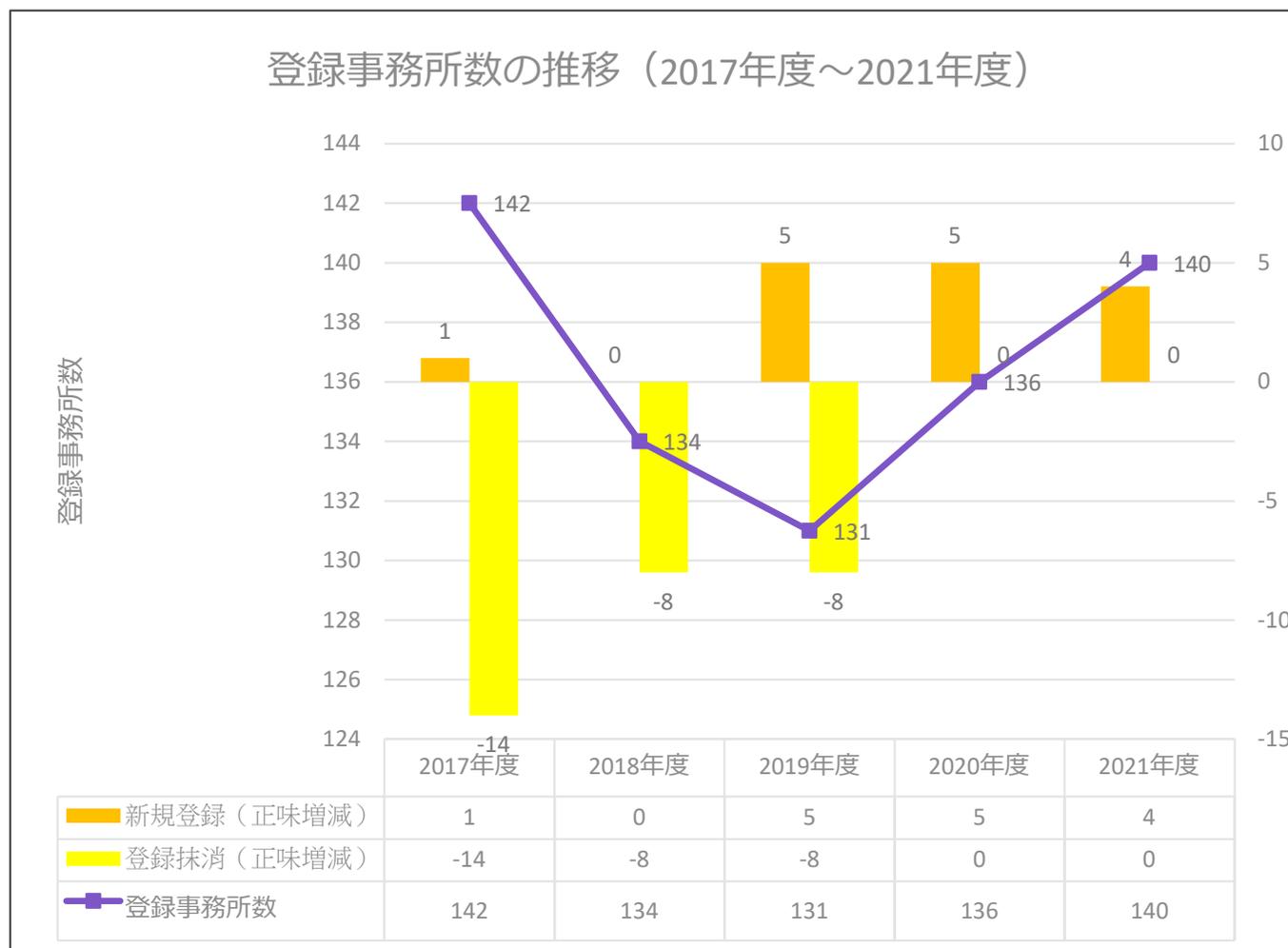
- 大手監査法人の上場会社数は減少傾向にあり、2021年、2022年は100社以上減少している。その一方で、中小監査事務所の上場会社数は増加傾向にある。

*1 グラフは、CPA AOBモニタリング・レポートの情報を基に、JICPAにおいて作成。

*2 件数は純増減

*3 大手=大手監査法人（トーマツ、あずさ、新日本、あらた）、準大手=準大手監査法人（東陽、太陽、三優、仰星、京都）、中小=大手・準大手以外

(参考) 上場会社の監査人の増減状況



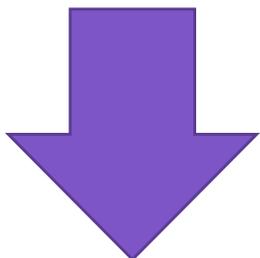
*1 [最近の登録状況及び措置の状況](#)を基にJICPAにて集計。「登録事務所数」は左軸、「新規登録」／「登録抹消」は右軸を参照。

*2 登録事務所とは、「上場会社監査事務所名簿」又は「準登録事務所名簿」のいずれかに登録されている監査事務所を指す。

新制度の主なポイント（1/7）

● 「上場会社等監査人登録審査会」の設置

- 品質管理委員会が、品質管理レビューに係る審査、上場会社監査事務所の登録の双方を実施（品質管理レビュー制度・上場会社監査事務所登録制度の一体的な運営）



改正法の趣旨の実現に当たり、
これまで自主規制が取り組んできた以上の透明性・客観性の
確保が求められる

- 「上場会社等監査人登録審査会」を新規に設置し、上場会社等の監査の担い手の登録の審査については、当該審査会が審査を行う体制に変更。
- 審査会長は、当協会の会長をもって充てる。
- 審査会の客観性を確保するため、会員外の構成員の比率が会員の比率よりも高くなる構成（会員：会員外 = 3：4）を想定。

(参考) 上場会社等監査人登録審査会に係る規定

(上場会社等監査人登録審査会の設置及び職務)

第46条の16 本会に、**上場会社等監査人登録審査会**（以下この節において「審査会」という。）を置く。

2 審査会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 上場会社等監査人名簿への**登録の審査**

(2) 登録上場会社等監査人の**登録の取消しの審査**

(3) その他前2号に準ずるもので、上場会社等監査人名簿登録制度の運営に関し必要な事項

3 審査会は、第46条の3第1項の規定による登録の申請があったときは、品質管理委員会に対し、登録の審査のためのレビューの実施を要請する。

4 前項に規定するもののほか、審査会は、適格性の確認その他必要と認めるときは、品質管理委員会に対し、品質管理レビューの実施を要請することができる。

(組織)

第46条の17 審査会は、委員7人をもって組織する。

2 審査会長は、本会の会長をもってこれに充てる。

3 委員のうち1人は、公認会計士に係る行政事務に従事する金融庁職員から委嘱する。

4 委員のうち3人は、会員外の学識経験を有する者（前項に規定する者を除く。）から委嘱する。

5 委員のうち2人は、会員（監査法人を除く。）から委嘱する。

6～10 (省 略)

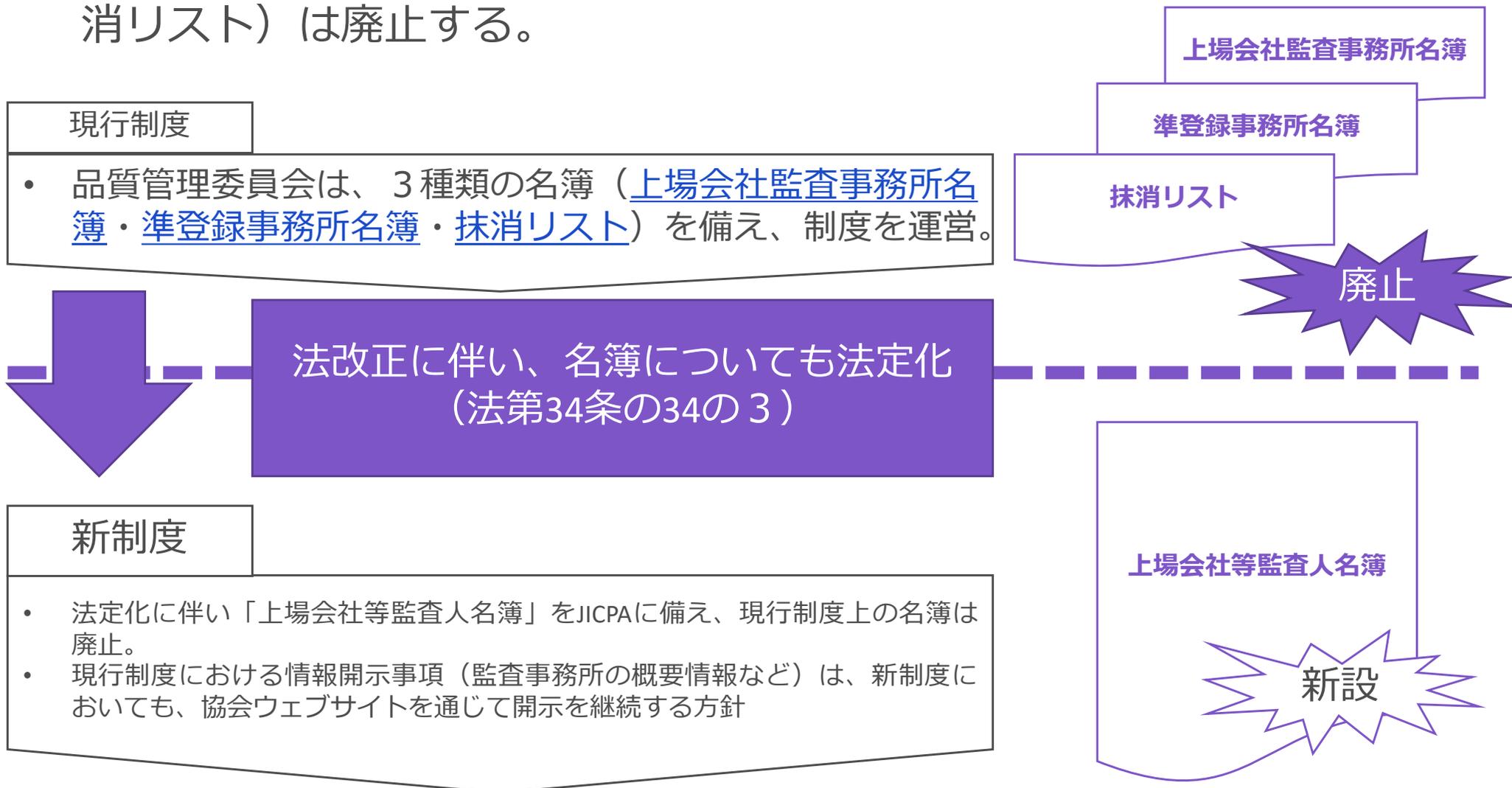
(参考) 制度比較 (現行vs.新案)

	現行	新案
制度の建付け	JICPAによる自主規制	CPA法令を踏まえた法規制
登録判断の主体	品質管理委員会 • JICPA内の機関 • レビュー制度も所掌	上場会社等監査人登録審査会 • JICPA内の機関 • 登録の審査を専門に行う
構成員	委員長：JICPA副会長 員数構成：会員 8 > 非会員 3	審査会長：JICPA会長 員数構成：会員 3 < 非会員 4

上場会社等監査人名簿への登録の審査・登録の取消しの判断は、
更なる透明性、客観性の確保が求められる

新制度の主なポイント（2/7）

- 上場会社等監査人名簿の法定化に伴い、自主規制上の各種名簿（上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リスト）は廃止する。



新制度の主なポイント (3/7)

前提

- 登録の審査は、改正法令上の要件（登録の拒否要件）に基づき行われる。
- 当協会は、登録の拒否要件への該当性を判断。

上記の判断のために、「**適格性の確認**」を実施

(適格性の確認)

第46条の5 本会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項の確認（以下「適格性の確認」という。）を行うものとする。

(1) 登録上場会社等監査人 次に掲げる事項

ア 法第34条の34の6第1項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

イ 法第34条の13第1項及び第34条の34の14に規定する業務管理体制が整備されていること。

(2) 登録申請者 法第34条の34の6第1項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

2 本会は、適格性の確認に当たっては、品質管理レビュー（第77条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）その他の調査を行うものとする。

第77条第2項第3号（新設）⇒「**登録の審査のためのレビュー**」

➤ 登録上場会社等監査人に対する適格性の確認では、監査法人が通常整備しなければならない業務管理体制に加え、登録上場会社等監査人として整備しなければならない業務管理体制も、併せて確認される。

登録上場会社等監査人が整備

法34条の34の14

監査法人全てが整備

法34条の13第1項

より高い規律付け

新制度の主なポイント（4/7）

- 名簿への登録申請者／名簿に登録された監査事務所（登録上場会社等監査人）は、品質管理レビューを受けなければならない。
- （現行制度でも、品質管理レビューに対する協力義務があるが、新制度では、“より高い規律付け”として、「品質管理レビューを受けること」それ自体を義務として定める。）

（登録申請者及び登録上場会社等監査人の義務）

第46条の6 登録申請者及び登録上場会社等監査人は、**品質管理レビュー（登録申請者にあつては、第77条第2項第3号に規定する行為**（以下「登録の審査のためのレビュー」という。）に限る。）**を受けなければならない**ほか、細則で定める義務を遵守しなければならない。

2 （省 略）

（品質管理レビュー）

第77条 （省 略）

2～5 （省 略）

6 **品質管理レビューを受ける監査事務所は、品質管理委員会が効率的かつ適切に品質管理レビューを実施できるように、全面的に協力しなければならない。**この場合において、当該監査事務所は、品質管理委員会が必要と判断した全ての記録、書類及びその他の情報を品質管理委員会に提出し、品質管理委員会からの書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。

7・8 （省 略）

新制度の主なポイント（5/7）

- 登録上場会社等監査人の基礎情報（事務所名称、連絡先、契約上場会社数、構成員の人数）は、当協会のウェブサイトで公表される。
- 監査法人のガバナンス・コードの適用状況も、併せて公表される。
- 上記のほか、懲戒処分を受けた場合や、上場会社等監査人名簿から登録が取り消された場合なども、所定の期間、その状況が公表される。

（登録取消しの公表）

第46条の13 本会は、第46条の11の規定により登録上場会社等監査人に登録の取消しを通知した場合は、その旨を、本会ウェブサイトにおいて公表する。

（懲戒処分等を受けた登録上場会社等監査人の取扱い）

第46条の14 本会は、登録上場会社等監査人が金融庁長官又は本会の行う懲戒処分等を受けたときは、その旨及びその理由を、本会ウェブサイトにおいて公表する。

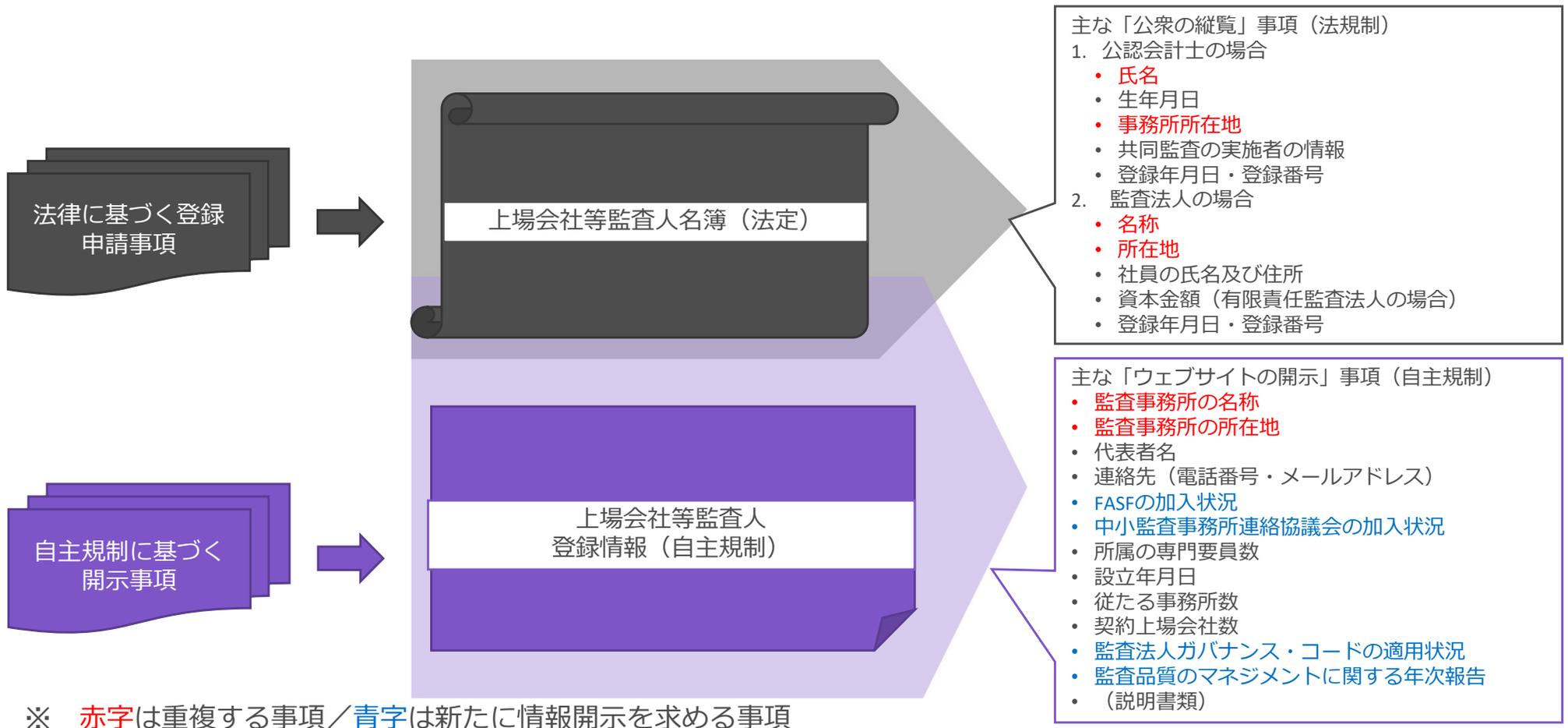
（公表事項の委任）

第46条の15 前2条の規定により公表する事項その他登録上場会社等監査人に係る情報の公表に関し必要な事項は、細則で定める。

【新制度における情報開示の主な方向性（細則における変更事項を含む。）】

- **定期報告／変更報告の届出の厳格化：監理区分の新設**
 - 提出期限内の提出が行われていない場合には、当該登録上場会社等監査人を「監理区分」として指定し、義務に抵触している旨を開示する。
- **懲戒処分等の理由の開示**
 - 懲戒処分等を受けた場合には、懲戒処分等を受けた旨に加え、受けた理由についても開示を行う。
- **中小監査事務所連絡協議会の加入状況の開示**
 - 中小監査事務所に対する当協会の支援を実効性のあるものにするの一助として、中小監査事務所に該当する登録上場会社等監査人については、中小監査事務所連絡協議会の加入の状況を、情報開示事項の一項目として整理する。

(参考) 「公衆縦覧」及び「ウェブサイト開示」における項目の位置付け



新制度の主なポイント（6/7）

- 協会は、法令に定める義務などに違反した監査事務所について、当該監査事務所の名簿からの登録を取り消す。
- 取消しの判断に当たっては、対象となる監査事務所に対して聴聞を実施する等、不利益処分に対する手当のための規定を設ける。

（登録の取消し）

第46条の8 本会は、登録上場会社等監査人が、**法第34条の34の9第1項各号**のいずれかに該当する場合は、**その登録を取り消すことができる**。

（登録の取消し等）

第34条の34の9 日本公認会計士協会は、登録上場会社等監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- 一 第34条の34の6第1項各号（第1号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により登録を受けたとき。
- 三 この章の規定又はこの章の規定に基づく命令に違反したとき。

2～6 （省 略）

「登録の取消し」は、上場会社等監査人登録審査会において判断を行う。

2 **第32条第2項**の規定は、前項の取消しについて準用する。

（「聴聞手続規則」（新設）：不利益処分に係る協会内の手続を新設）

新制度の主なポイント（7/7）

- 上場会社等監査人登録審査会の運営に当たっては、自主規制モニター会議（外部有識者により構成される会議体）からの意見・助言などを踏まえ、的確な業務運営を図るための体制を構築する。

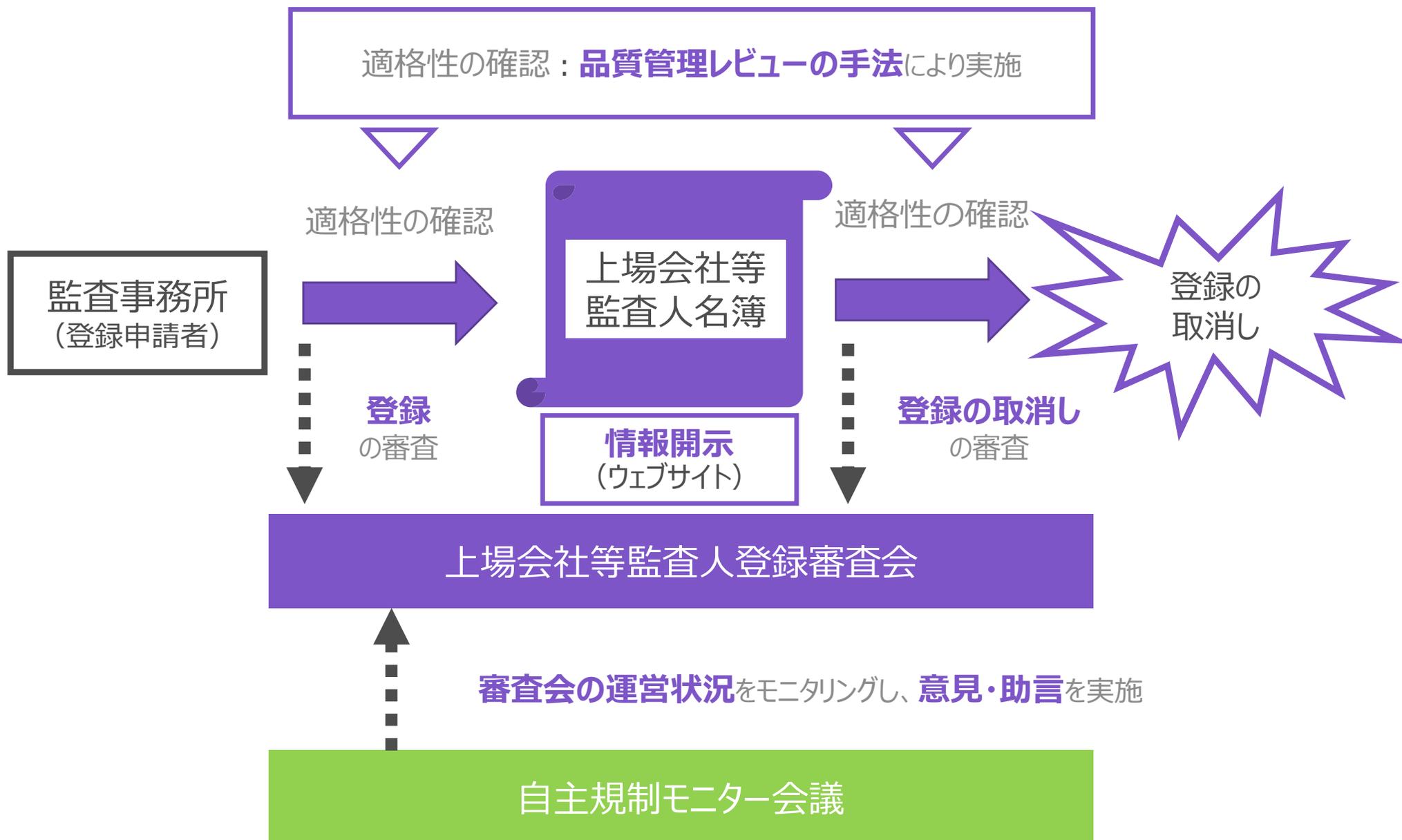
（設置）

第109条（省略）

- 2 モニター会議は、第2編第1章第2節に規定する上場会社等監査人名簿への登録、同編第2章に規定する品位保持、同編第3章に規定する監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）その他本会の自主規制活動に関し、意見を述べ、又は本会の求めに応じて助言することを職務とする。
- 3 前項の職務を遂行するため、モニター会議は、次に掲げる機関（以下「モニタリング対象機関」という。）の長にその所管する制度の運営状況の報告をさせ、及び関係資料を提出させることができる。
 - (1) 上場会社等監査人登録審査会
 - (2)～(5)（省略）

- その他の変更
 - ▶ 名簿再登録制限者制度の廃止（現行会則：第95条～第98条）
 - ▶ 審査申立ての対象からの除外（現行会則：第107条）

新制度における登録に関するフローの全体像



まとめ

- 2022/5の法改正により、上場会社の監査の担い手に対する高い規律付けを果たすため、上場会社の監査人の登録制度（上場会社等監査人登録制度）が法制化され、運営は、協会が担うこととなった。【スライドNo. 2】
- 当協会は、客観性・透明性の確保を目的として、制度の運営を担う協会内の体制の見直しを行った（上場会社等監査人登録審査会を新設し、自主規制モニター会議におけるモニタリング対象として設定）。【スライドNo. 5、 8、 14】
- 当協会は、上場会社の監査の担い手が、高い規律付けを果たしているかを確認する（適格性の確認）。高い規律付けが果たされていない場合には、法令に基づき、登録の拒否や、登録の取消しの判断を行う。また、監査事務所に対して、より高い規律付けのための義務を設定する。【スライドNo. 9、 10、 13】
- 高い規律付けに関わる要素として「情報開示の拡充」が求められていることを踏まえ、上場会社等監査人名簿に登録されている監査事務所の情報は、当協会のウェブサイトにおいて公表を行う。【スライドNo.11】

●● 信頼の力を未来へ

jicpa



日本公認会計士協会